

## **第3次京田辺市男女共同参画計画（素案）に係る パブリックコメント結果**

- (1) 案件名 第3次京田辺市男女共同参画計画（素案）
- (2) 意見募集期間 令和2年12月17日（木）～令和3年1月18日（月）
- (3) 意見提出者 3名
- (4) 意見の件数 7件
- (5) 意見への対応内訳

対応区分	件数
計画に追加又は修正をするもの（追加修正）	0件
計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	7件
計画の実施段階で参考とするもの（参考）	0件
その他（その他）	0件
合計	7件

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
1	子どもの頃からの男女平等、その教育が重要。	趣旨記載	子どもの頃からの教育は重要と考えており、取組番号 23「子どもを対象とした男女共同参画推進事業」、取組番号 24「児童・生徒への指導（男女共同参画関係授業の実施）の推進」などを継続して行ってまいります。
2	世界一忙しい日本の女性。行政が何事につけ伝えることで、一部の人達だけでなく、男女共同参画が普通になるよう、生活に入るようにしていかなければならない。	趣旨記載	取組番号 1「京たなべ男女共同参画週間事業」や取組番号 16「男女共同参画推進のための講座の開催」などの機会を通じ、男女共同参画の意識のより一層の浸透を図ってまいります。また、取組番号 50「男女いきいき地域セミナーの開催」などを通じ、区・自治会や市民団体と一緒に、地域における男女共同参画を推進してまいります。
3	男性はダメだと言わず、料理でもほめること。もっと気軽にやらせること。	趣旨記載	男性の家庭生活への参画については、取組番号 63「男性の家庭生活向上講座の開催」において、家事経験のない男性でも気軽に学べる講座を充実させてまいります。
4	男女共同参画を進めるためには、男性の意識を変えることが必要である。 市民意識調査の結果では、家の役割分担について、夫と妻で平等に分担することが理想という意見が多いが、現実は妻が行っている。男性に仕事だけでなく家庭に目を向ける取組が必要である。	趣旨記載	男性の家庭生活への参画については、取組番号 63「男性の家庭生活向上講座の開催」において、男性が家事に取り組むきっかけとなるような講座を実施していくほか、取組番号 1「京たなべ男女共同参画週間事業」や取組番号 33「男女いきいき実践セミナーの開催」などの機会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く啓発してまいります。
5	男性が意識を変えるためには、家庭内での性別役割分担意識を固定化しないよう、子どもの頃から家庭や小中学校での教育が必要である。	趣旨記載	子どもの頃からの教育については、取組番号 23「子どもを対象とした男女共同参画推進事業」、取組番号 24「児童・生徒への指導（男女共同参画関係授業の実施）の推進」など、小中学校での教育を推進してまいります。

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
6	強い立場から弱い立場への暴力をなくさないと、「個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会」は実現できない。身体的・経済的に立場が弱い女性が暴力を受けるケースが多くなっている。特に、男性の暴力行為に対する認識を改める取組が必要である。	趣旨記載	暴力のない社会は、男女共同参画社会を形成していく上での前提になると考えます。取組番号 138「女性の相談室」など相談の機会の充実を図るとともに、取組番号 134「女性に対する暴力をなくす運動週間事業」などを通じ、特に、市民意識調査において暴力としての認識が比較的低かった精神的暴力等についても正しい認識を啓発し、DVやハラスメントの防止に取り組んでまいります。
7	おむね計画の体系・施策展開とともにすばらしいと思う。いろいろな立場の人が孤立しないで生活できる街になれば良い。そのためには、自分と近い立場の横のつながりだけではなくて、年齢や考え方の違いがある人の縦のつながりも大切にできる、そんな街になれば良いと思う。	趣旨記載	本計画では基本目標3に「共に支え合い活躍することができる地域の実現」を掲げ、取組番号 95「男女いきいき地域セミナーの開催」などを通じ、さまざまな立場の方が一緒になって、より良い地域をつくるていけるように取組を進めてまいります。

問い合わせ先 市民部人権啓発推進課

電話 0774-64-1336

Eメール jinken@city.kyotanabe.lg.jp